

# 警備業法 警備業法施行規則

が**改正**されました。

## 改正の内容



### ① 認定証の廃止

令和6年4月1日施行

◎ 公安委員会が認定した警備業者へ交付していた**認定証が廃止**されました。

### ② 標識掲示義務の新設

令和6年4月1日施行

◎ 認定証が廃止され、**標識を掲示**することが義務付けられました。

◎ 標識の様式を県警ホームページに掲載しました。  
警備業者の方は、この様式に基づいた標識を作成し、**主たる営業所の見やすい場所へ掲示**しなければなりません。

※ **既に認定証の交付を受けている警備業者の方は、令和6年4月1日をもって認定証の掲示から標識の掲示へ変更してください。**

※ **認定証は警察署等で回収しませんので、ご自身で処分してください。**

◎ その事業が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(※)を除き、標識をインターネットのウェブサイトに表示することが義務付けられました。

(※) **常時使用する従業者の数が5人以下の場合、又はウェブサイト**を有していない場合をいいます。

**常時使用する従業者が5人以下の場合、又はウェブサイト**を有していない場合には、**ウェブサイトへ標識を表示する義務はありません。**